



基 発 第 0 7 2 5 0 0 2 号
平 成 1 5 年 7 月 2 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について

標記について、富山労働局長から別紙甲のとおり照会があり、別紙乙のとおり回答したので了知されたい。

別紙甲

富労収基第426号
平成15年6月30日

厚生労働省労働基準局長 殿

富山労働局長
(公印省略)

研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外の申請について

標記について、当局管内の事業場から、下記の特異な構造の研削といしに係る研削盤等構造規格の適用除外の申請がありました。

本申請に係る研削といしは、研削盤等構造規格（以下「構造規格」という。）の規定に合致するものと同等以上の性能を有すると認められることから、構造規格第14条第1項の適用を除外することとしてよろしいかお伺いします。

記

1 研削といしの仕様

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 種類 | ヴィトリファイド研削といし |
| (2) 形状 | 6号ストレートカップ形 |
| (3) 寸法 | 別表1のとおり |
| (4) 最高使用周速度 | 1,800m/min（普通速度） |
| (5) といしの明細 | |
| イ と粒 | WA |
| ロ 粒度 | 70、80、100、120 |
| ハ 結合度 | H-、H、I、J |
| ニ 結合剤 | ヴィトリファイド [VNT] |

2 申請の理由

研削といしは、構造規格第2章に定める規程に適合した研削といしでなければならないこととされており、同規格第14条では、普通速度のストレートカップ形といしにおいては、穴径は直径の0.7倍以下、取付部の厚さは厚さの4分の1以上でなければならないとされている。

申請に係るといしは、この規定を満たしていないものであるが、社団法人産業安全技術協会の試験により、本申請に係るといしは、構造規格第2章に適合するものと同等以上の性能を有すると認められることから、構造規格第31条に基づく適用除外の申請を行ったものである。

別表 1

といしの寸法(mm)

	外 径 (D)	厚さ (T)	穴径 (H)	取付部の 厚さ (E)	構造規格への適応の有無	
					(H/D)<0.7	(T/E)< 4
1	170	110	95.25	23	0.560	4.78
2	175	110	95.25	25	0.544	4.40
3	185	110	101.6	25	0.549	4.40
4	200	110	101.6	24	0.508	4.58
5	210	110	101.6	22	0.484	5.00
6	210	110	101.6	23	0.484	4.78
7	248	110	127	22	0.512	5.00
8	248	110	127	20	0.512	5.50
9	260	100	127	22	0.488	4.55
10	265	110	127	22	0.479	5.00
11	289	110	203.2	19.1	0.703	5.76
12	295	110	203.2	24	0.689	4.58
13	298	100	203.2	22	0.682	4.55
14	298	110	203.2	19.1	0.682	5.76
15	305	100	203.2	22	0.666	4.55
16	310	110	203.2	22	0.655	5.00
17	315	100	203.2	22	0.645	4.55
18	320	110	203.2	22	0.635	5.00
19	324	100	203.2	22	0.627	4.55
20	325	110	203.2	22	0.625	5.00
21	330	100	203.2	22	0.616	4.55
22	330	110	203.2	22	0.616	5.00
23	337	100	203.2	22	0.603	4.55
24	340	100	203.2	22	0.598	5.00
25	340	110	203.2	22	0.598	5.00
26	345	100	203.2	22	0.598	4.55
27	350	100	203.2	22	0.581	4.55
28	350	110	203.2	22	0.581	5.00
29	356	110	203.2	19.1	0.571	5.76

 : 構造規格に合致しない部分

別紙乙

基発第0725001号

平成15年7月25日

富山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について

平成15年6月30日付け富労収基第426号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱うこととするので通知する。